

5月29日（金）に教育委員会事務局の管理職、指導主事、職員の方を対象に、吉永省三救済委員が「子どもの権利救済」をめぐって～泉南市子どもの権利条例を基盤に、互いの理解と認識を共有していくために～のテーマで90分の学習会を開催しました。

泉南市の条例が何をめざしているのか、子どもの権利のなりたちは？など、子どもの権利の基本的な考え方を学びました。「子どもに寄り添う大切さについて、非常にわかりやすく学ぶことができました。参加者からは「子どもの話を聴き、子どもの最善の利益について同僚職員と一緒に考えていきたいです。」などの感想がありました。



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせ NO3



「子どもの権利救済」をめぐって
泉南市子どもの権利条例を基盤に
互いの理解と認識を共有していくために

- 泉南市子どもの権利条例の目的(第1条)と原則(第3条)
- 「子どもの権利」の成り立ち～「子どもの発達」からの話
- 「子どもの権利条例」の形成過程と「子ども救済」に向かう道

2025.5.29 吉永 省三
泉南市子どもの権利救済委員

「子どもにやさしいまち」は、
子どもの権利を尊重し、
子育てと子育てを社会で支え合う
仕組みを整え、一人ひとりの子どもが
人間としての尊厳をもって、
子ども時代を幸せに過ごすことが
できるまちです。

条例第1条

5月29日
埋蔵文化財センター

